

公 示

令和8年度

栃木県那珂川漁業協同組合連合会

栃木県大田原市桜木沢1033
TEL (0287) 54-0002

この公示は、本会の漁業権区域（茨城県境から上流の那珂川及び支流（但し荒川は矢板市大槻地先黒岩堰より下流の区域、箒川は那須塩原市下塩原地先箒川発電所取水堰より下流の区域とする。）押川及び支流）について、漁業法に基づき栃木県知事の許可を得て定めた漁業の制限、禁止事項等の抜粋である。

鮎の採捕は11月20日までとする。その他投網禁止区域、投網の解禁日、時間の変更等がありますので、公示内容をよく読んでください。

1. 入漁証の携帯

- 本会の漁業権区域内に入漁するものは住所、氏名及び年齢を明記した所定の入漁証を必ず見やすい所に携帯すること。（必要内容が記載されていないものは無効とする。）
- 入漁証（年券）の有効期限は翌年3月31日までとする。
- 入漁証の再交付はしない。但し、組合員には紛失証明書を発行する。（手数料2,000円）

2. 解 禁 日

【釣】 ・鮎は11月21日から翌年解禁日までは禁漁

魚 種	漁 法	解 禁 日 及 び 終 期	区 域
あ ゆ	友ドブ釣 毛釣針	6月1日から11月20日まで	下記(箒川)及び禁止区域を除く全区域
		7月1日から11月20日まで	箒川…那須塩原市宇都野橋から上流の区域
	オランダ針	9月1日(中学生及び小学生は8月1日)から11月20日まで	禁止区域を除く全区域
さくらます・やまめ、いわな		3月1日 午前5時から9月19日まで	禁止区域を除く全区域
か じ か		6月1日から10月31日まで	禁止区域を除く全区域

【鮎ルアー釣】 ・下記の区域はルアー専用区域ではありません。

解 禁 日	河川名	区 域
6月1日から 11月20日まで	那 珂 川	茨城県境から上流茂木町大藤橋までの区域
	逆 川	茂木町那珂川合流点から上流馬門滝までの区域
	木 須 川	茂木町那珂川合流点から上流、木須川橋下流洞門までの区域
6月10日から 11月20日まで	武 茂 川	那珂川町馬頭地先古館橋から上流大内川合流点までの区域
	大 内 川	武茂川合流点から上流盛谷川合流点までの区域（支流を除く）
7月10日から 9月19日まで	那 珂 川	那須塩原市つじ大橋上流の堰から上流那須疎水取水堰下流100mまでの区域（支流を除く）
	荒 川	さくら市喜連川地先連城橋から上流、上坪橋上流野辺山堰までの区域
	百 村 川	箒川合流点から上流の本支流全区域
	箒 川	那須塩原市東北自動車道から上流の区域（支流を除く）
	余 笹 川	下川橋から上流東北新幹線高架橋上流30m農業用堰までの区域
	黒 川	余笹川合流点から上流黒川発電所取水堰下流100mまでの区域
三 蔵 川	黒川合流点から上流の区域（支流を除く）	
奈 良 川	三蔵川合流点から上流の区域（支流を除く）	

【投網】 ・4月1日から解禁日までは禁漁 ・鮎は11月21日から翌年解禁日までは禁漁

解 禁 日	河川名	区 域
7月10日 午後6時 11月20日まで 但し7月31日までは 午前6時から午後6時 まで禁止	那 珂 川	茨城県境から上流那須烏山市中山川合流点までの区域（禁止区域を除く） 那須烏山市富谷橋から上流若鮎大橋までの区域（禁止区域を除く）
	逆 川	茂木町那珂川合流点から上流林橋までの区域 茂木町平成橋から上流の区域
	桜 山 川	茨城県境から上流の全区域
8月1日 正午	那 珂 川	那珂川町三川又用水頭首工上流50mから上流大田原市湯殿大橋までの区域
	荒 川	那珂川合流点から上流高瀬大橋までの区域 岩子橋下流、小河原堰堤から内川合流点までの区域（禁止区域を除く）
	内 川	さくら市荒川合流点から上流八竜神堰までの区域
	箒 川	那珂川合流点から上流浄法寺橋までの区域

【投網】 ・4月1日から解禁日までは禁漁 ・鮎は11月21日から翌年解禁日までは禁漁

解 禁 日	河川名	区 域
9月1日 正午	那 珂 川	那須烏山市中山川合流点から上流富谷橋までの本支流全区域 大田原市黒羽橋から上流余笹川合流点までの区域
	荒 川	那須烏山市高瀬大橋から上流岩子橋下流、小河原堰堤までの本支流全区域 さくら市野辺山堰から上流小入堰までの区域
	箒 川	浄法寺橋から上流及び禁止区域を除く全区域
	余 笹 川	那珂川合流点から上流及び支流の禁止区域を除く全区域
10月1日 正午	黒 川	那須町余笹川合流点から上流黒川橋（県道72号線）までの区域（禁止区域を除く） 那須町簗鉾橋から上流東北本線下流、大昭橋までの区域
	内 川	さくら市八竜神堰から上流、さくら市鷺宿地先大橋（県道48号線）までの区域

3. 全漁法禁止区域

- 次の区域は1月1日から12月31日まで全漁法禁止

- ・那 珂 川 那珂川町地先三川又用水頭首工から上流50m、下流100mの区域
那須塩原市板室地先板室ダム堰堤の上下流各100mの区域
那須塩原市板室地先板室発電所放水口から下流100mの区域
那須塩原市百村地先深山ダム堰堤から下流1.4kmの地点にある砂防堰堤に至る区域
那須塩原市百村地先深山ダム堰堤から上流深山橋に至る深山ダム湛水区域
- ・荒 川 那須烏山市森田頭首工から上流100m、下流100mの区域
- ・武 茂 川 那珂川町大字大山田下郷大河内橋から上流御前岩橋の上流420mの地点に至る区域
大田原市雲岩寺地先三和橋から上流梅船橋に至る区域
- ・湯 川 那須塩原市板室地先那珂川合流点から上流の本流及びその支流（小沼沢川）
- ・小沢名川 全区域
- ・鍋有沢川 全区域
- ・小蛇尾川 下部ダム下流400m地点から上流の下部調整池に至る区域（調整池を含む）

- 栃木県漁業調整規則における全漁法禁止区域

- ・那 珂 川 那須塩原市西岩崎地先那須疎水取水堰中心線から上流100m、下流100mの区域
大田原市寒井字下河原地先矢組堰（寒井用水取水堰）中心線から上流100m、下流100mの区域
- ・江 川 那須烏山市滝字馬場地先竜門の滝最上端から上流36m、下流36mの区域
- ・余 笹 川 那須郡那須町大字沼野井地先黒川発電所取水堰中心線から上流90m、下流100mの区域
- ・黒 川 那須郡那須町大字沼野井地先黒川発電所取水堰中心線から上流100m、下流100mの区域
- ・松 葉 川 大田原市前田字郭内地先田町堰中心線から上流100m、下流100mの区域
- ・箒 川 大田原市福原字城下222番地地先西ノ原頭首工（西ノ原用水取水堰）中心線から上流100m、下流100mの区域

4. 投網禁止区域

- ・那 珂 川 茂木町大畑梅ノ木淵下端から大瀬橋に至る区域
（1月1日から12月31日までの午前6時から午後6時まで禁止）

- 次の区域は全面禁止とする。

- ・那 珂 川 那須烏山市初音地先清水川合流点から上流境頭首工までの区域
那珂川町若鮎大橋から上流三川又用水頭首工下流100mに至る区域
大田原市湯殿大橋から上流黒羽橋までの本流及びその支流（亀久川、立沢川、梅法地沢川、他）
余笹川合流点より上流の本流及びその支流（高野川、なら沢川、湯川、高雄股川、下黒尾川、他）
- ・逆 川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域
- ・坂 井 川 茂木町みその橋から下流の区域
- ・荒 川 さくら市内川合流点から上流さくら市野辺山堰に至る区域
さくら市小入堰から上流の本流及びその支流（谷川及び菅の沢川）
- ・内 川 さくら市鷺宿地先大橋（県道48号線）から上流の本流及びその支流（江川、塚原川、中川、他）
- ・宮 川 矢板市幸岡株木橋から上流の本流及びその支流（築目川）
- ・武 茂 川 那珂川合流点から上流の本流及びその支流（久那川、矢又川、大内川、大室川、砂川、盛谷川、他）
- ・箒 川 那須塩原市高阿津堰から上流の本流及びその支流（唐滝沢川、野沢川、清水川、他）
- ・蛇 尾 川 大田原市片府田地先箒川合流点から上流の本流及びその支流（町井川、不動川、鹿島川、蕪中川、熊川、大巻川、小巻川、大蛇尾川、小蛇尾川及び鍋有沢川）
- ・百 村 川 大田原市花園地先箒川合流点から上流の本流及びその支流（篠谷川、深川、念仏川及び加茂内川）
- ・松 葉 川 大田原市下高橋から下流那珂川合流点に至る本流及びその支流（岡沢川、野上川、尻高田川、他）
- ・余 笹 川 那須町下川地先下余笹橋から上流の本流及びその支流（棒川、四ツ川、苦戸川及び白土川）
- ・黒 川 那須町芦野地先黒川橋から上流の簗鉾橋までの区域及びその支流（板敷川）
東北本線下流水原地内大昭橋から上流の区域
- ・奈 良 川 那須町睦家地先三蔵川合流点から上流の本流及びその支流（菖蒲川）
- ・三 蔵 川 那須町大秋津橋から上流の本流及びその支流（大和須川、梓川、ドロブ川、木下川、荒金沢川）

5. 毛針（蚊ばり）釣

魚種別に期間の制限があるから規則を遵守すること。

6. 漁具、漁法による禁止

●次の漁具、漁法を用いて魚類を採捕してはならない。

(1) 爆発物の使用 (2) 水産動物をまひさせ、又は死なせる有毒物の使用 (3) 水中に電流を通じてする漁法 (4) 瀬干、瀬替漁法 (5) う飼漁法 (6) ガラス釜、箱釜、その他これに類する漁具 (7) う羽根追い漁法 (8) うなわびき漁法 (9) ごろたびき漁法、その他これに類する漁法 (10) 火光その他照明を利用してする漁法 (11) 発射装置（弓、鉄砲、バネ投射器・例 水中銃）を利用する漁法 (12) 建網漁法 (13) 潜水器具（空気・酸素ポンペ、コンプレッサー）を利用する漁法 (14) 待網漁法 (15) 刺網漁法 (16) 地びき網漁法 (17) 柴漬漁法 (18) 石倉漁法 (19) 替掘漁法 (20) 原動機付船等を使用する漁法 (21) 船釣りのもやい網50m以上 (22) 石打ち漁法 (23) ころがし釣及びぐいしょ (24) 鮎友釣オトりのサカサ針より20cm以上長いハリス使用 (25) 鮎友釣によるリール使用

●舟（舟に類するものを含む）使用禁止区域

- ・内 川 矢板市安沢地先赤渕堰から上流国道バイパス橋に至る区域
- ・箒 川 矢板市土屋地先東北本線鉄橋から上流の区域

●やす突き禁止区域

- ・逆 川 茂木町平成橋から下流林橋に至る区域
- ・坂 井 川 茂木町みその橋から下流の区域

7. 漁具、漁法の使用制限

●鮎ルアー釣における漁具、漁法は下記の通りとする。

漁 具	使 用 規 格
リール竿	4m以内のもの
掛 針	3本イカリ又は4本イカリ1段のもの
ハリスの長さ	15cm以内のもの

●鮎ルアー釣における禁止漁具

1. 鮎ルアー釣はリール竿のみとし、延竿を使用しての鮎ルアー釣は禁止とする。
2. 掛け針は3本イカリ、4本イカリのみとし、1本とすること。チラシ針、チョウ針、針の2段使用は禁止とする。

8. 魚の大きさによる禁止

魚 種	禁 止 の 大 き さ
さくらます・やまめ、いわな	全長 15cm以下
うなぎ	全長 25cm以下
こい	全長 20cm以下

9. 漁場での禁止行為

釣場での独占行為（ロープ・テープ・置竿等）は禁止とする。また、未許可の漁具（釜等）や放置した漁具（置竿等）を発見した場合は、漁協にて撤去し、一時預かりを行う。

10. 組合費（賦課金）、行使料（漁業料）、遊漁料の納付期限・場所

1. 納付期限

組合費（賦課金8,000円） 令和8年8月31日までに納付のこと
行使料（漁業料）、遊漁料は年証交付の時納入のこと

2. 納付場所

組合事務所、各支部（分会）・漁場監視員、指定入漁券取扱所

3. 女性及び身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の提示した者、又は18歳以下の者はこれらの料金は半額とする。

（注）組合費は当年度漁業に従事すると否とにかかわらず納入しなければならない。

（注）組合費は1年間未納の場合、組合員資格を喪失し、出資金は賦課金に充当する。

11. 水産資源の繁殖保護

水産資源の繁殖保護上必要と認められる場合は、漁業の方法、区域及び期間を制限することがある。それらの制限については、その都度公示されるので入漁者はその公示を遵守すること。

12. 魚病の発生・まん延を防ぐため協力してほしい事項

①他の河川で使用したアユは持ち込まない。

②使用したオトリアユはリリース（再放流）しないで持ち帰ってください。

③使用した道具類（タモ網、曳舟、足袋、ウェーダー等）は、水道水で洗濯し、よく乾燥させる。

※ご協力をお願いします。

13. 組合員の行使料（漁業料）

組合員が下記の表の漁法を行うには、組合費（賦課金）のほかに、次の該当の行使料を納付しなければならない。

名 称 区 分	賦課金	行使料（漁業料）	料 金
組合員釣証	8,000円	3,000円	11,000円
組合員釣証（女 性）	4,000円	1,500円	5,500円
組合員釣証（障 害）	4,000円	1,500円	5,500円
<u>組合員釣証（18歳以下）</u>	<u>4,000円</u>	<u>1,500円</u>	<u>5,500円</u>
組合員網証	8,000円	7,000円	15,000円
組合員網証（女 性）	4,000円	3,500円	7,500円
組合員網証（障 害）	4,000円	3,500円	7,500円
<u>組合員網証（18歳以下）</u>	<u>4,000円</u>	<u>3,500円</u>	<u>7,500円</u>

14. 組合員以外の者（員外者）の遊漁料

遊漁者の遊漁料（消費税額を含む）は、下記の表の通り。

名 称 区 分	魚 種	漁具及び漁法	年証 遊漁料	日釣 遊漁料
遊漁者年証／日釣券	全魚種 ※1	投網を除く全漁法	14,000円	3,000円
溪流魚年証／日釣券	溪流魚 ※2	投網を除く全漁法	10,000円	2,000円
雑 魚年証／日釣券	雑 魚 ※3	投網を除く全漁法	7,000円	1,500円
投 網年証／1日券	全 魚 種	全 漁 法	18,000円	5,000円
中学生投網年証（注）	全 魚 種	全 漁 法	4,000円	

（注）中学生以下の全魚種釣りは無料とする。又18歳以下は上記の値段より半額とする。

（※1～3）全魚種等の対象魚種は、下記の15項の通りである。

15. 入漁証の種類による対象魚種

本会発行の入漁証は下記の通りである。

名 称 区 分	魚 種	対 象 魚 種
組合員 釣 遊漁者 釣	全 魚 種	あゆ、こい、うなぎ、さくらます・やまめ、いわな、にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに
溪流魚年証	溪 流 魚	さくらます・やまめ、いわな、にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに
雑 魚年証	雑 魚	にじます、かじか、うぐい、おいかわ、ふな、どじょう、しまどじょう、なまず、かに

16. 魚病の発生・まん延を防ぐため協力してほしい事項

①年間券の有効期限

3月1日から翌年3月31日

②ブラックバス類・ブラウントラウトの釣りをを行う場合

ブラックバス類・ブラウントラウトの釣りをする際、漁業権の対象となっている魚種を採捕・混獲する可能性があるの
で、遊漁規則に基づいた遊漁料（雑魚券）が必要。なお、栃木県内水面漁場管理委員会の指示によりリリース（再放流）
は禁止。

③その他

・水産資源保護法、栃木県漁業調整規則による魚種、漁法、体長、期間、区域等の禁止規定があるので注意すること。

・虫釣（餌釣を含む）の使用漁具は一人3組までとする。

・かに釜漁業B（通堤を設置せず固定しない釜）の使用漁具は一人3個までとする。

・入漁者は操業に際し、不測の事故防止に万全を期すること。

・感電事故防止のため、頭上の送電線に注意してください。

・発生した事故については本会では一切責任を負いません。

那珂川北部漁業協同組合

栃木県大田原市松木沢 1033
TEL (0287) 54-0002

那珂川南部漁業協同組合

栃木県那須烏山市興野 38-1
TEL (0287) 84-1501

茂木町漁業協同組合

栃木県芳賀郡茂木町茂木 143-1
TEL (0285) 63-0570

ごみは持ち帰りましょう。